

令和5年5月版
管理建築士講習テキスト正誤表

頁	誤	正
I-71 16行	③ 上記①及び③に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成16年法律第110号）第74条第1項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物*	③ 上記①及び②に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成16年法律第110号）第74条第1項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物*
I-79 32行	基準法第7条の3は、建築主事による中間検査の根拠規定であり、建築主に対し、規則に基づき、特定行政庁が指定する工程等の工事完了後4日以内に建築主事に到達するよう中間検査の申請を行うことを求め、建築主事は到達後7日以内に検査し、適合していることを認めた場合に検査済証を交付することが規定されている。	基準法第7条の3は、建築主事による中間検査の根拠規定であり、建築主に対し、規則に基づき、特定行政庁が指定する工程等の工事完了後4日以内に建築主事に到達するよう中間検査の申請を行うことを求め、建築主事は到達後4日以内に検査し、適合していることを認めた場合に検査済証を交付することが規定されている。
I-88 21行	図-4.2 建築主の説明努力義務	図-4.2 建築士の説明努力義務
I-89 20行	■住宅トップランナー制度の拡充（*公布の日から3年以内の施行）	■住宅トップランナー制度の拡充（*令和5年4月1日施行）
I-89 31行	（施行日： <u>公布の日から1年以内</u> ）	（施行日： <u>令和5年4月1日</u> ）